

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和7年6月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和7年6月25日（水曜日）午後3時30分～午後4時15分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 庁議室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、辺見芳宏委員、萩谷直美委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数6名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 学校教育課長 藤沼 重信 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第38号 守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部改正について （2）議案第39号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について （3）議案第40号 守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員の委嘱について （4）議案第41号 守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について （5）議案第42号 守谷市立教職員の表彰に関する要綱の制定について</p> 【協議事項】 無し 【報告事項】 （1）報告第10号 令和7年度守谷市議会6月定例会月議会について
4	今後の状況	次回の定例会教育委員会は、令和7年7月25日（金曜日）午後1時30分から開催予定

令和7年6月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和7年6月25日(水)

午後3時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 38 号 守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部改正について

議案第 39 号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

議案第 40 号 守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員の委嘱について

議案第 41 号 守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について

議案第 42 号 守谷市立教職員の表彰に関する要綱の制定について

4 協議事項

なし

5 報告事項

報告第 10 号 令和7年度守谷市議会6月定例会月議会

6 その他

議案第38号

守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部改正について

守谷市英語検定料補助金交付要綱（令和2年守谷市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈幡 正

第4条第1項中「、2級」の次に「、準2級プラス」を加える。

附 則

この告示は公示の日から施行し、令和7年度に受検した検定から適用する。

令和7年6月25日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年6月 日 決

提案理由

本案は、令和7年度より実用英語技能検定で、準2級と2級の間に準2級プラスが新設されたことに伴い、要綱の一部を改正するものです。

議案	頁数
38号	1

守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

守谷市学校運営協議会設置運営規則（令和5年教育委員会規則第6号）第4条に基づき、愛宕中学校区学校運営協議会委員を次のとおり委嘱する。

名称 愛宕中学校区学校運営協議会

No.	氏名	委嘱区分	所属等
1	ながい ゆうすけ 永井 祐介	規則第4条第1項第1号 保護者	守谷小学校 PTA 会長
2	たかはし おさむ 高橋 修		郷州小学校 PTA 会長
3	おくたに ゆうた 奥谷 優太		愛宕中学校 PTA 副会長
4	やました かつひろ 山下 勝博	規則第4条第1項第2号 地域住民	みずき野地区まちづくり協議会会長
5	さの しずえ 佐野 シズエ		守谷 A 地区まちづくり協議会副会長
6	たかの まさかつ 高野 正勝		守谷 B 地区まちづくり協議会副会長
7	いしざき ゆき 石崎 由季		ひがし野まちづくりの会
8	うざわ かずえ 宇澤 和恵		守谷 E 地区まちづくり協議会会計
9	まみや たかこ 間宮 孝子		南地区主任児童委員
10	かさい たかこ 笠井 孝子		中央地区主任児童委員
11	たなか ていこ 田中 汀子	規則第4条第1項第3号 対象学校の運営に資する活動を行う者	守谷小学校学校運営協力員
12	えばた としふみ 江幡 俊文		郷州小学校学校運営協力員
13	くりはら ひろじ 栗原 廣二		愛宕中学校学校運営協力員
14	ふるや みき 古谷 美樹	規則第4条第1項第4号 対象学校の校長、教頭、その他教職員	守谷小学校校長
15	さわの ゆか 澤野 有香		守谷小学校副校長
16	あおやま ゆういち 青山 祐一		守谷小学校教頭
17	むらまつ しずか 村松 静		郷州小学校校長
18	つぼくら よしあき 坪倉 義哲		郷州小学校教頭
19	こばやし ゆうこ 小林 優子		愛宕中学校校長
20	まつもと きょうこ 松本 京子		愛宕中学校教頭

委嘱期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

令和7年6月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、愛宕中学校区において、学校と地域住民等が協力して学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の更なる充実を図るため、学校運営協議会委員を委嘱するものです。

守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員の委嘱について

守谷市通学区域地域検討部会設置要綱（令和7年教育委員会告示第2号）第3条に基づき、守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員を次のとおり委嘱する。

名称 守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会

No.	氏名	委嘱区分	所属等
1	よしだ あゆみ 吉田 あゆみ	第3条第2項第1号 当該校PTA役員	黒内小学校PTA会長
2	あらかき たつき 荒木 達樹		黒内小学校PTA本部役員
3	かたぎり たけみ 片桐 武美	第3条第2項第2号 学校の運営に資する 活動を行う者	黒内小学校学校運営協力員
4	ほりごめ やすこ 堀込 安子		黒内小学校学校運営協力員
5	ふるはし まさふみ 古橋 雅文	第3条第2項第3号 当該校校長	黒内小学校校長
6	いけだ やすし 池田 恭	第3条第2項第4号 その他教育委員会が 必要と認めた者	守谷中学校校長
7	ふじい ほだか 藤井 穂高		学識経験者
8	まつみ さちこ 松見 佐知子		土塔新山町内会代表
9	わたなべ かよこ 渡辺 嘉代子		土塔本町町内会代表
10	欠員		原本町代表
11	欠員		ひがし野自治会代表
12	あまの さおり 天野 早織		ひがし野四丁目自治会代表

委嘱期間 令和7年6月25日から令和9年3月31日まで

令和7年6月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年6月 日原案 決

提案理由

本案は、黒内小学校の規模適正化に向けて、通学区域の変更、適正化方策及び通学路の安全確保に関する協議を行うため、守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員を委嘱するものです。

議案第41号

守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について

守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和5年教育委員会告示第1号）第4条に基づき、守谷市地域学校協働活動推進員を次のとおり委嘱する。

No.	氏名	学校区	所属等
1	おかだ まさき 岡田 昌樹	愛宕中学校区	愛宕中学校学校運営協力員
2	まつもと としひろ 松元 敏博	愛宕中学校区	守谷小学校学校運営協力員
3	いけだ のぼる 池田 昇	愛宕中学校区	愛宕中学校学校運営協力員

委嘱期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日

令和7年6月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、愛宕中学校区において、地域学校協働活動の更なる推進を図るため、地域と学校との連絡調整、情報共有や協働活動の企画、調整、運営等を行う地域学校協働活動推進員を委嘱するものです。

議案第42号

守谷市立教職員の表彰に関する要綱の制定について

守谷市立教職員の表彰に関する取扱要綱を別紙のとおり定める。

令和7年6月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年6月 日原案 決

提案理由

本案は、勤務成績が優良で、地道な努力を重ね優れた教育実践を行っている教職員を表彰するために、必要な事項を定めるものです。

議案	頁数
42号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立教職員の表彰に関する要綱を次のように定める。

令和7年6月 日

守谷市教育委員会教育長 奈 幡 正

守谷市立教職員の表彰に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、勤務成績が優良で、地道な努力を重ね優れた教育実践を行っている教職員を表彰することにより、教職員及び学校全体の教育力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「教職員」とは、守谷市立の小学校及び中学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

(表彰項目)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して行う。

- (1) 学習指導において、優れた指導方法を確立し、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導にあたり、優れた教育実践を行っている者
- (2) 支援教育の推進において、優れた教育実践を行っている者
- (3) 学級活動、保健安全、生活及び進路等において、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導にあたり、優れた教育実践を行っている者
- (4) 児童会活動、生徒会活動、クラブ活動及び部活動等において、教育活動の一環として、優れた教育効果をあげている者
- (5) 学校運営の改善又は学校組織の活性化等の取組において、優れた教育実践を行っている者
- (6) 地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域との連携に積極的に取り組み、学校教育活動で優れた教育実践を行っている者
- (7) その他、第5条第1項に規定する表彰選考会において表彰することが適当と認められる優れた教育実践等を行っている者

(表彰候補者の推薦等)

第4条 表彰候補者の推薦は、次のいずれかの方法により行う。

- (1) 校長が、教員表彰推薦書(様式第1号)を教育委員会に提出し、推薦する。
- (2) 自ら表彰を受けようとする教職員又は同僚教職員を表彰候補者に推薦しようとする教職員が、教員表彰申込書(様式第2号)に校長の所見を添えて教育委員会に提出する。

議案	頁数
42号	2

(表彰選考委員会)

第5条 教育委員会は、職員等で構成する表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、表彰候補者の選考を行う。

2 前項の選考に当たっては、前条に規定する提出書類について審査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

3 選考委員会は、次の職員で構成する。

(1) 教育長

(2) 教育部長

(3) 教育部参事

(4) 教育部次長

(5) 教育指導課長

4 選考委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

5 委員長は会務を総理し、選考委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、教育部長がその職務を代理する。

7 選考委員会を行うに当たっては、表彰候補者の個人情報保護に十分に配慮し、選考の審議は非公開とする。

8 選考委員会の庶務は、教育指導課にて処理する。

(被表彰者の決定)

第6条 教育委員会は、前条で選考された表彰候補者の中から被表彰者を決定する。

(表彰の方法等)

第7条 表彰は、表彰状と記念品を授与することにより行う。

2 被表彰者は、表彰の対象となった実績等について、教員及び学校全体の教育力の向上のため、発表等を行うものとする。

(補足)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

議案	頁数
42号	3

様式第1号(第4条関係)

教員表彰推薦書

年 月 日

守谷市教育委員会事務局 宛て

(推薦者) 守谷市立 _____ 学校
校長

守谷市立教職員の表彰に関する要綱の規定により、次のとおり推薦します。

所 属	学校	候補者氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)	職 種 名	
担任学級		担当教科	
校務分掌		特別活動等	
勤続年数	年 (年採用) ※ 推薦年度の4月1日 現在	現任校赴任 年月日	年 月 日から
表彰項目	要綱第3条(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7) ※ 該当する項目に○印をつけてください。		
表彰 の 基 準	(1) 児童生徒の意欲の向上	(8) 公務の能率化	
	(2) 児童生徒への取組	(9) 教職員の意識啓発	
(3) 学級づくりの推進	(10) 保護者や地域との連携		
(4) 児童生徒の心のケア	(11) 地域の教育力の向上及び導入		
(5) 児童生徒の身体の健全な育成	(12) 安全管理等への対応		
(6) 学校運営の改善	(13) 特色ある学校づくり		
(7) 学校組織の活性化			
	※ 表彰の基準の中から3項目以内を選び○印をつけてください。		
推薦 の 理 由	内容(具体的にご記入ください。推薦に関連する資料を必ず添付してください。)		

教員表彰申込書

年 月 日

守谷市教育委員会事務局 宛て

(推薦者) 守谷市立 _____ 学校
氏名 _____

守谷市立教職員の表彰に関する要綱の規定により、次のとおり推薦します。

所 属	学校	候補者氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)	職 種 名	
担任学級		担当教科	
校務分掌		特別活動等	
勤続年数	年 (年採用) ※ 推薦年度の4月1日 現在	現任校赴任 年月日	年 月 日から
表彰項目	要綱第3条(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7) ※ 該当する項目に○印をつけてください。		
表 彰 の 基 準	(1) 児童生徒の意欲の向上	(8) 公務の能率化	
	(2) 児童生徒への取組	(9) 教職員の意識啓発	
(3) 学級づくりの推進	(10) 保護者や地域との連携		
(4) 児童生徒の心のケア	(11) 地域の教育力の向上及び導入		
(5) 児童生徒の身体の健全な育成	(12) 安全管理等への対応		
(6) 学校運営の改善	(13) 特色ある学校づくり		
(7) 学校組織の活性化			
	※ 表彰の基準の中から3項目以内を選び○印をつけてください。		
推 薦 の 理 由	内容(具体的にご記入ください。推薦に関連する資料を必ず添付してください。)		
【校長所見】			

守谷市立教職員の表彰制度の概要

1 目的

学校教育には教職員の更なる資質向上が求められていることから、教科指導や児童・生徒指導、支援教育など様々な場面で教育効果をあげている教職員を表彰し、その努力に報いることで、教職員及び学校全体の教育力の向上につなげるとともに、保護者・地域などからの学校教育への信頼にも応えるものである。

2 対象者

表彰の対象者となる教職員（管理職は除く）は、守谷市立小中学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭のうち、次のいずれかに該当する者とする。

勤務成績が優良であり、かつ、次の（１）～（７）のいずれかに該当する者

- （１）学習指導において、優れた指導方法を確立し、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導にあたり、優れた教育実践を行っている者
- （２）支援教育の推進において、優れた教育実践を行っている者
- （３）学級活動、保健安全、生活及び進路などにおいて、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導にあたり、優れた教育実践を行っている者
- （４）児童会活動、生徒会活動、クラブ活動及び部活動などにおいて、教育活動の一環として、優れた教育効果をあげている者
- （５）学校運営の改善や学校組織の活性化などの取組において、優れた教育実践を行っている者
- （６）地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域との連携に積極的に取り組み、学校教育活動で優れた教育実践を行っている者
- （７）その他、表彰することが適当と認められる優れた教育実践等を行っている者

3 表彰の基準

次の事項に関する評価において、優れた実績や功績があると判断された者を表彰する。

- （１）児童生徒の意欲の向上
- （２）児童生徒への取組
- （３）学級づくりの推進
- （４）児童生徒の心のケア

- (5) 児童生徒の身体の健全な育成
- (6) 学校運営の改善
- (7) 学校組織の活性化
- (8) 公務の能率化
- (9) 教職員の意識啓発
- (10) 保護者や地域との連携
- (11) 地域の教育力の向上及び導入
- (12) 安全管理等への対応
- (13) 特色ある学校づくり

4 推薦

候補者の推薦は「校長推薦」、「自己推薦」又は「同僚推薦」の三方式とする。
校長推薦の場合は、推薦書（校長作成）を、教育委員会事務局（教育指導課）へ提出する。

自己推薦又は同僚推薦の場合は、申込書（教員作成）を校長に提出後、校長が所見を添えて、教育委員会事務局（教育指導課）へ提出する。

5 選考方法

候補者の推薦を受けた教育指導課は表彰選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。

選考委員会は、教育長、教育部長、教育部参事、教育部次長、教育指導課長で構成し、推薦書をもとに表彰候補者を選考する。

6 決定方法

教育委員会は、選考された選考された表彰候補者の中から被表彰者を決定する。

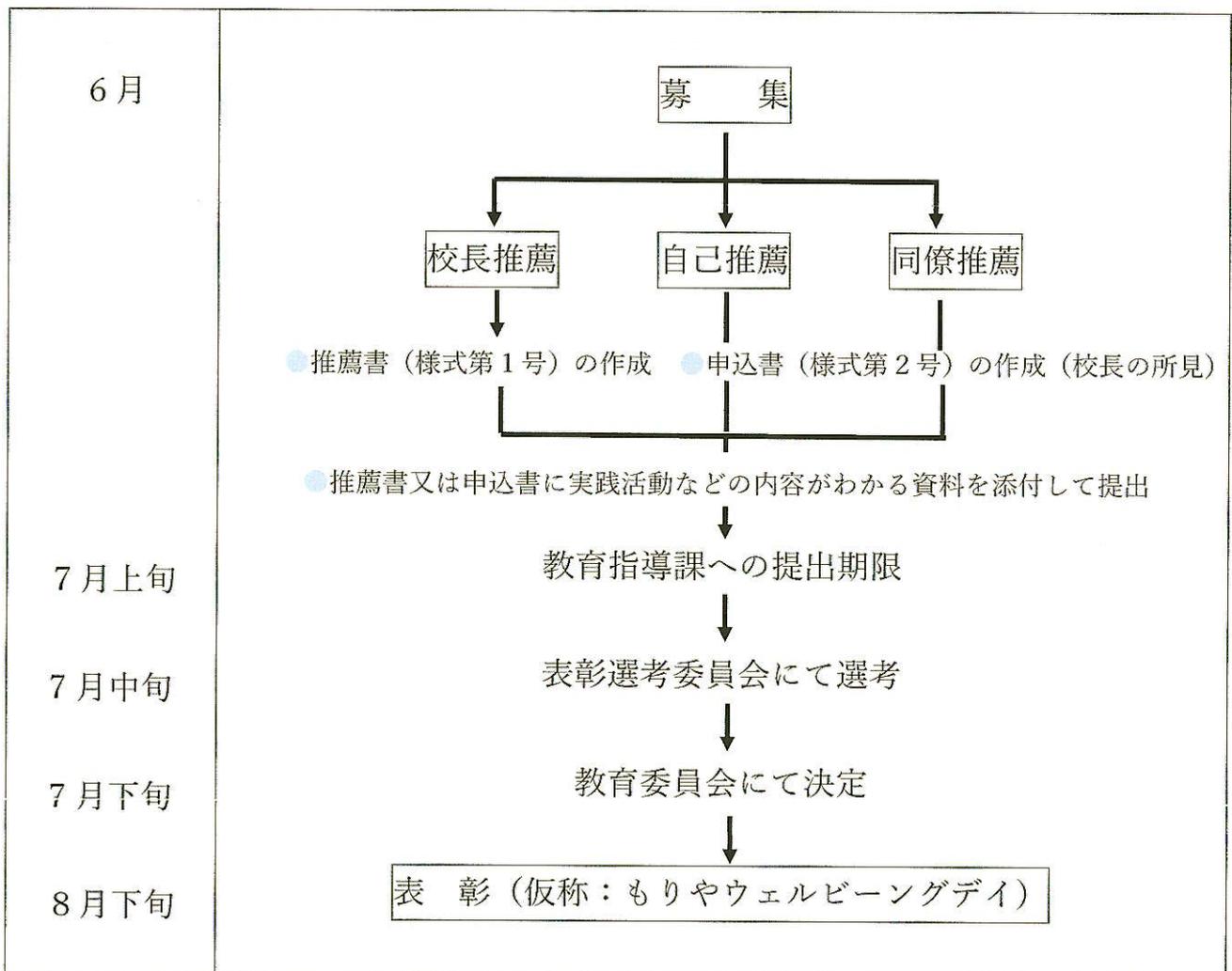
7 表彰方法

表彰は8月に行い、表彰決定者には教育長又は市長から表彰状と記念品を授与する。

表彰結果は、市ホームページ等で広く公表し、保護者や地域に周知する。

制度の整備及び表彰の流れ

区分	5月			6月			7月			8月		
	1~10	11~20	21~31	1~10	11~20	21~30	1~10	11~20	21~31	1~10	11~20	21~31
例規整備（法令審査）		←→										
企業協力依頼（秘書課）		←→										
教育委員会で例規承認						●						
各校への周知・募集				←→								
教育指導課への提出期限				←→								
選考委員会での審議								●				
教育委員会で決定									●			
表彰式												★
公表（表彰式終了後）												



報告第10号

令和7年守谷市議会6月定例会月議会について（教育委員会所管分）

- 1 議案第55号 令和7年度守谷市一般会計補正予算（第1号）P3～P10
（教育委員会所管分）

議決日 令和7年6月17日

議決結果 原案 可決

- 2 議案第59号 財産の取得について（追認）（教育委員会関連）P11～P15
（小学校指導者用デジタル教科書及び教師用指導書購入）

議決日 令和7年6月17日

議決結果 原案 可決

- 3 議案第61号 財産の取得について（追認）（教育委員会関連）P16～P21
（守谷市立学校給食センター厨房施設備品購入）

議決日 令和7年6月17日

議決結果 原案 可決

- 4 議案第62号 財産の取得について（追認）（教育委員会関連）P22～P27
（平成29年度小中学校児童生徒用机天板購入）

議決日 令和7年6月17日

議決結果 原案 可決

- 5 議案第64号 財産の取得について（追認）（教育委員会関連）P28～P33
（守谷市立学校給食センター厨房施設備品購入）

議決日 令和7年6月17日

議決結果 原案 可決

- 6 議案第65号 工事請負契約の締結について（教育委員会関連）P34～P37
（令和7年度守谷市立松ヶ丘小学校屋内運動場改修工事）

議決日 令和7年6月17日

議決結果 原案 可決

報告	頁数
10号	1

- 7 議案第66号 工事請負契約の締結について（教育委員会関連）P38～P41
（令和7年度守谷市立大井沢小学校屋内運動場改修工事）

議決日 令和7年6月17日

議決結果 原案 可決

- 8 報告第5号 令和6年度守谷市一般会計継続費の通次繰越しについて P42
（教育委員会所管分）

- 9 報告第6号 令和6年度守谷市一般会計繰越明許費について P43～P45
（教育委員会所管分）

- 10 「市政に関する一般質問」について P46～P69

別紙のとおり

令和6年6月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

報告	頁数
10号	2

議案第55号

令和7年度守谷市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度守谷市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264,732千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,686,732千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年6月2日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

55号	議案	10号	報告
1	頁数	3	頁数

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
14 国 庫 支 出 金		5,680,326	226,807	5,907,133
	1 国 庫 負 担 金	4,732,749	220	4,732,969
	2 国 庫 補 助 金	911,989	225,749	1,137,738
	3 国 庫 委 託 金	35,588	838	36,426
15 県 支 出 金		2,334,365	466	2,334,831
	3 県 委 託 金	191,839	466	192,305
18 繰 入 金		5,276,248	37,459	5,313,707
	2 基 金 繰 入 金	5,276,246	37,459	5,313,705
歳 入 合 計		41,422,000	264,732	41,686,732

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		8,317,992	7,219	8,325,211
	1 総務管理費	7,074,196	4,612	7,078,808
	4 選挙費	44,817	1,604	46,421
	7 市民活動総務費	518,728	1,003	519,731
3 民生費		13,024,603	228,211	13,252,814
	1 社会福祉費	5,136,721	211,637	5,348,358
	2 児童福祉費	7,172,662	15,749	7,188,411
	3 生活保護費	714,063	825	714,888
4 衛生費		2,156,007	14,619	2,170,626
	1 保健衛生費	1,195,082	14,619	1,209,701
6 農林水産業費		204,179	1,200	205,379
	1 農業費	204,068	1,200	205,268
8 土木費		3,866,044	11,129	3,877,173
	4 都市計画費	2,544,819	11,129	2,555,948
10 教育費		6,830,816	4,223	6,835,039
	4 社会教育費	1,880,604	4,223	1,884,827
12 諸支出金		4,204,795	△1,869	4,202,926
	1 基金費	3,804,614	△1,869	3,802,745
歳 出 合 計		41,422,000	264,732	41,686,732

議案	55号
頁数	3

報告	10号
頁数	5

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
14 国 庫 支 出 金	5,680,326	226,807	5,907,133
15 県 支 出 金	2,334,365	466	2,334,831
18 繰 入 金	5,276,248	37,459	5,313,707
歳 入 合 計	41,422,000	264,732	41,686,732

議案 55号	頁数 5
-----------	---------

報告 10号	頁数 6
-----------	---------

歳 出

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	8,317,992	7,219	8,325,211	1,304		3,608	2,307
3 民 生 費	13,024,603	228,211	13,252,814	213,028			15,183
4 衛 生 費	2,156,007	14,619	2,170,626	12,941			1,678
6 農 林 水 産 業 費	204,179	1,200	205,379				1,200
8 土 木 費	3,866,044	11,129	3,877,173				11,129
10 教 育 費	6,830,816	4,223	6,835,039			1,298	2,925
12 諸 支 出 金	4,204,795	△1,869	4,202,926			△1,869	
歳 出 合 計	41,422,000	264,732	41,686,732	227,273		3,037	34,422

55号	議案	頁数	6
-----	----	----	---

10号	報告	頁数	7
-----	----	----	---

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(1 社会福祉総務費)						・定額減税補足給付金(不足額給付)
2障がい福祉費	2,404 (2,145,600) (2,148,004)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	2,404 0 0 0	18負担金補助及び 交付金	2,404	28 物価高騰対策障がい者施設等支援事業 (健全長寿課) 18負担金補助及び交付金 補助金 ・物価高騰対策障がい者施設等支援金 2,404 2,404
3老人福祉費	12,787 (108,443) (121,230)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	12,787 0 0 0	18負担金補助及び 交付金	12,787	22 物価高騰対策介護施設等支援事業 (介護福祉課) 18負担金補助及び交付金 補助金 ・物価高騰対策介護施設等支援金 12,787 12,787
計	211,637 (5,136,721) (5,348,358)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	203,583 0 0 8,054			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉総務費	100 (958,665) (958,765)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	100 0 0 0	18負担金補助及び 交付金	100	11 児童クラブ運営事業 (生涯学習課) 18負担金補助及び交付金 補助金 ・物価高騰対策児童クラブ施設支援金 100
2児童保育費	7,407 (3,655,773) (3,663,180)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	7,407 0 0 0	18負担金補助及び 交付金	7,407	07 民間保育所運営費補助事業 (すくすく保育課) 18負担金補助及び交付金 補助金 ・物価高騰対策福祉施設等支援金 7,407 7,407

55号	議案
12	頁数

10号	報告
8	頁数

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明	
		財源名	金額	区分	金額		
1 社会教育総務費	1,068	国県支出金	0	14 工事請負費	968	06 学校・家庭・地域連携協力推進事業 (生涯学習課)	100
	(311,809)	地方債	0	18 負担金補助及び	100	18 負担金補助及び交付金	100
	(312,877)	その他	0	交付金		補助金	
		一般財源	1,068			・地域学校協働活動交付金	
						11 もりや学びの里施設維持管理事業 (生涯学習課)	968
						14 工事請負費	968
						・屋外遊具撤去工事	
5 図書館費	3,155	国県支出金	0	1 報酬	1,709	01 図書館運営管理事業 (中央図書館)	1,857
	(974,039)	地方債	0	10 需用費	74	1 報酬	1,709
	(977,194)	その他	1,298	11 役務費	340	会計年度任用職員報酬	
		一般財源	1,857	12 委託料	688	・図書館奉仕員	
				13 使用料及び賃借料	252	11 役務費	148
				17 備品購入費	92	通信運搬費	
						・電話料	
					04 中央図書館大規模改修事業 (中央図書館)	1,298	
					10 需用費	74	
					消耗品費	19	
					修繕料	55	
					11 役務費	192	
					通信運搬費	167	
					・運搬料		
					損害保険料	25	
					・火災保険		
					12 委託料	688	
					清掃委託料	61	
					・建物清掃		

55号	議案	10号	報告
16	頁数	9	頁数

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(5 図書館費)						警備委託料 286 ・警備保障 電算処理委託料 341 ・端末設定業務 13使用料及び賃借料 252 賃借料 ・建物 17備品購入費 92 ・臨時窓口備品
計	4,223 (1,880,604) (1,884,827)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 1,298 2,925			

(款) 12 諸支出金

(項) 1 基金費

11ふるさとづくり 基金費	△1,869 (3,773,487) (3,771,618)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 △1,869 0	24積立金	△1,869	01ふるさとづくり基金 (財政課) 24積立金 ・元金	△1,869 △1,869
計	△1,869 (3,804,614) (3,802,745)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 △1,869 0				

議案第59号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年守谷町条例第153号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得の目的 小学校指導者用デジタル教科書及び教師用指導書購入

2 取得する財産 小学校指導者用デジタル教科書外 826冊

3 取得金額 31,040,790円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

2,821,890円

4 契約の方法 随意契約

5 契約の相手方

住 所 茨城県水戸市木葉下町字富士山292番地19

氏 名 茨城県教科書販売株式会社
代表取締役社長 川又 英宏

令和7年6月2日 提 出

守谷市長 松丸修久

令和7年 月 日 原案 決

報告	頁数
10号	11

議案	頁数
59号	1

提案理由（議案第59号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和6年4月1日に契約し、取得した小学校指導者用デジタル教科書及び教師用指導書購入について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報告	頁数
10号	12

議案	頁数
59号	2

物品売買契約書

発注者 守谷市(以下「甲」という。)と受注者 茨城県教科書販売株式会社(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 件名 小学校指導者用デジタル教科書及び教師用指導書購入
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 数量 仕様書のとおり
- (4) 契約金額 ￥31,040,790-
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ￥2,821,890-
- (5) 納入期限 令和6年4月30日
- (6) 納入場所 守谷市立小学校9校
- (7) 契約保証金 免除

(納入の通知)

第2条 乙は、物品を納入したときは、ただちに納品書をもってこの旨を甲に通知するものとする。

(検査)

第3条 甲は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとする。

- 2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。
- 3 検査に合格したときは、甲は、物品を受領し、ただちに受領書を乙に交付する。
- 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(担保責任)

第5条 物品納入後、甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。

- 2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、物品納入後1年間とする。

(代金の支払い)

第6条 売買代金の支払いは、検査が完了し、甲が物品を受領した後、乙からの支払請求書を受領した日から30日以内にするものとする。

(履行遅滞)

第7条 乙が物品を納入期限までに納入しない場合は、甲は、特に遅滞料を徴収して期限の延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、その期限の

報告	頁数
10号	13

議案	頁数
59号	3



日から起算して遅滞日数に応じて年2.5パーセントに相当する金額とし、売買代金支払の際に売買代金から控除するものとする。

- 2 天災地変等で甲がやむを得ないと認めるとき、又は甲の都合により納入が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。
- 3 第3条第2項及び第5条に規定する場合において、指定された期限内に乙が良品を納入しないときは、前2項の規定を準用する。

(解除)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除して過怠金として売買代金の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

- (1) 乙が第1条に定める納入期限又は第3条第2項若しくは第5条の指定期日までに良品を納入しないとき。
- (2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 物品の検査に際して乙若しくはその代理人又はこれらの使用人等が甲の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正があると甲が認めたとき。

(談合その他不正行為による解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正

取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき。

- (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

(賠償の予定)

第10条 乙は、乙がこの契約に関して前条各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、また、物品の納入の前後を問わず、売買代金の100分の15に相当する額を賠償金として甲の指定する期限内に支払わなければならない。ただし、同条第1号に該当する場合であって、同号に規定する排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する売買代金の100分の15に相当する額の賠償金に代えて、売買代金の100分の20に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第2号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙がこの契約に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定す

報 告	頁 数
10号	14

議 案	頁 数
59号	4

る賠償金の額を超える場合においては、超過分について甲が乙に賠償を請求することができる。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

発注者 甲

茨城県守谷市大柏950番地の1

守谷市長 松丸 修久



受注者 乙

水戸市木葉下町字富士山292番地19

茨城県教科書販売株式会社

代表取締役社長 川又 英宏



報告	頁数
10号	15

議案	議案
59号	5

議案第61号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年守谷町条例第153号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得の目的 守谷市立学校給食センター厨房施設備品購入

2 取得する財産 コンビオーブン3台、ホテルパン340枚、
フードスライサー1台

3 取得金額 24,624,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
1,824,000円

4 契約の方法 指名競争入札

5 契約の相手方

住 所 茨城県水戸市東野町502番地の1

氏 名 サイワイ商事株式会社
代表取締役 林 孝和

令和7年6月2日提出

守谷市長 松丸修久

令和7年 月 日 原案決

報告	頁数
10号	16

議案	頁数
61号	1

提案理由（議案第61号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成30年5月30日に契約し、取得した守谷市立学校給食センター厨房施設備品購入について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
10号	17

議 案	頁 数
61号	2



物品売買契約書

発注者 守谷市(以下「甲」という。)と受注者サイワイ商事(株) (以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 件名 守谷市立学校給食センター厨房施設備品購入
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 数量 仕様書のとおり
- (4) 契約金額 ￥24,624,000-
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ￥1,824,000-
- (5) 納入期限 平成30年8月31日
- (6) 納入場所 守谷市指定場所
- (7) 契約保証金 免除

(納入の通知)

第2条 乙は、物品を納入したときは、ただちに納品書をもってこの旨を甲に通知するものとする。

(検査)

第3条 甲は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとする。

- 2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。
- 3 検査に合格したときは、甲は、物品を受領し、ただちに受領書を乙に交付する。
- 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(担保責任)

第5条 物品納入後、甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。

- 2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、物品納入後1年間とする。

(代金の支払い)

第6条 売買代金の支払いは、検査が完了し、甲が物品を受領した後、乙からの支払請求書を受領した日から30日以内にするものとする。

(履行遅滞)

第7条 乙が物品を納入期限までに納入しない場合は、甲は、特に遅滞料を徴収して期限の延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、その期限の翌日から起算して遅滞日数に応じて年2.7パーセントに相当する金額とし、**売買債**金支払の際に売買代金から控除するものとする。

10号	18
-----	----

議案	頁数
61号	3

- 2 天災地変等で甲がやむを得ないと認めるとき、又は甲の都合により納入が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。
- 3 第3条第2項及び第5条に規定する場合において、指定された期限内に乙が良品を納入しないときは、前2項の規定を準用する。

(解除)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除して過怠金として売買代金の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

- (1) 乙が第1条に定める納入期限又は第3条第2項若しくは第5条の指定期日までに良品を納入しないとき。
- (2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 物品の検査に際して乙若しくはその代理人又はこれらの使用人等が甲の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正があると甲が認めたとき。

(談合その他不正行為による解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき。
- (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

(賠償の予定)

第10条 乙は、乙がこの契約に関して前条各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、また、物品の納入の前後を問わず、売買代金の100分の15に相当する額を賠償金として甲の指定する期限内に支払わなければならない。ただし、同条第1号に該当する場合であって、同号に規定する排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する売買代金の100分の15に相当する額の賠償金に代えて、売買代金の100分の20に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第2号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙がこの契約に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について甲が乙に賠償を請求することができる。

報告	頁数
10号	19

議案	頁数
61号	4

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年5月30日

発注者 甲

茨城県守谷市大柏950番地の1

守谷市長 松丸修久



受注者 乙

水戸市東野町502番地の1

サイワテ商事株式会社

代表取締役 林 孝和



報告	頁数
10号	20

議案	頁数
61号	5

議案第62号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年守谷町条例第153号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 取得の目的 平成29年度小中学校児童生徒用机天板購入
- 2 取得する財産 児童生徒用机天板（3,450枚）
- 3 取得金額 23,563,224円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
1,745,424円

- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 契約の相手方

住 所 取手市下高井1315番地2

氏 名 有限会社 杉山商事
代表取締役 入村 栄子

令和7年6月2日 提 出

守谷市長 松丸修久

令和7年 月 日 原案 決

報 告	頁 数
10号	22

議 案	頁 数
62号	1

提案理由（議案第62号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成29年6月21日に契約し、取得した平成29年度小中学校児童生徒用机天板購入について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報告	頁数
10号	23

議案	頁数
62号	2



物品売買契約書

発注者 守谷市(以下「甲」という。)と受注者 (有)杉山商事(以下「乙」という。)
とは、次の条項により契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 件名 平成29年度小中学校児童生徒用机天板購入
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 数量 仕様書のとおり
- (4) 契約金額 ￥23,563,224-
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ￥1,745,424-
- (5) 納入期限 平成29年8月31日
- (6) 納入場所 守谷市指定場所
- (7) 契約保証金 免除

(納入の通知)

第2条 乙は、物品を納入したときは、ただちに納品書をもってこの旨を甲に通知するものとする。

(検査)

第3条 甲は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとする。

- 2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。
- 3 検査に合格したときは、甲は、物品を受領し、ただちに受領書を乙に交付する。
- 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(担保責任)

第5条 物品納入後、甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。

- 2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、物品納入後1年間とする。

(代金の支払い)

第6条 売買代金の支払いは、検査が完了し、甲が物品を受領した後、乙からの支払請求書を受理した日から30日以内にするものとする。

(履行遅滞)

第7条 乙が物品を納入期限までに納入しない場合は、甲は、特に遅滞料を徴収して期限の延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、その期限の翌日から起算して遅滞日数に応じて年2.7パーセントに相当する金額とし、売買取引の際に売買代金から控除するものとする。



売買取引	頁数
10号	24

議案	頁数
62号	3

- 2 天災地変等で甲がやむを得ないと認めるとき、又は甲の都合により納入が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。
- 3 第3条第2項及び第5条に規定する場合において、指定された期限内に乙が良品を納入しないときは、前2項の規定を準用する。

(解除)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除して過怠金として売買代金の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

- (1) 乙が第1条に定める納入期限又は第3条第2項若しくは第5条の指定期日までに良品を納入しないとき。
- (2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 物品の検査に際して乙若しくはその代理人又はこれらの使用人等が甲の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正があると甲が認めたとき。

(談合その他不正行為による解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき。
- (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

(賠償の予定)

第10条 乙は、乙がこの契約に関して前条各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、また、物品の納入の前後を問わず、売買代金の100分の15に相当する額を賠償金として甲の指定する期限内に支払わなければならない。ただし、同条第1号に該当する場合であつて、同号に規定する排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する売買代金の100分の15に相当する額の賠償金に代えて、売買代金の100分の20に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第2号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙がこの契約に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について甲が乙に賠償を請求することができる。

	報告	頁数
	10号	25
議案	頁数	
62号	4	

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年6月21日

発注者 甲 茨城県守谷市大柏950番地の1

守谷市長 松丸修久



受注者 乙

取手市下高井1315番地2

有限会社 杉山商事
代表取締役 入村栄子



報告	頁数
10号	26

議案	頁数
62号	5

議案第64号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年守谷町条例第153号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 取得の目的 守谷市立学校給食センター厨房施設備品購入
- 2 取得する財産 自動食洗器1台、洗浄用食器籠70個、移動台車3台外
- 3 取得金額 53,352,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
3,952,000円

- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 契約の相手方

住 所 茨城県水戸市東野町502番地の1

氏 名 サイワイ商事株式会社
代表取締役 林 孝和

令和7年6月2日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和7年 月 日 原案 決

報 告	頁 数
10号	28

議 案	頁 数
64号	1

提案理由（議案第64号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成28年5月19日に契約し、取得した守谷市立学校給食センター厨房施設備品購入について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報告	頁数
10号	29

議案	頁数
64号	2



物品売買契約書

発注者 守谷市(以下「甲」という。)と受注者サイワイ商事(株) (以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 件名 守谷市立学校給食センター厨房施設備品購入
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 数量 仕様書のとおり
- (4) 契約金額 ￥53,352,000-
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ￥3,952,000-
- (5) 納入期限 平成28年8月31日
- (6) 納入場所 守谷市指定場所
- (7) 契約保証金 免除

(納入の通知)

第2条 乙は、物品を納入したときは、ただちに納品書をもってこの旨を甲に通知するものとする。

(検査)

第3条 甲は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとする。

- 2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。
- 3 検査に合格したときは、甲は、物品を受領し、ただちに受領書を乙に交付する。
- 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(担保責任)

第5条 物品納入後、甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。

- 2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、物品納入後1年間とする。

(代金の支払い)

第6条 売買代金の支払いは、検査が完了し、甲が物品を受領した後、乙からの支払請求書を受領した日から30日以内にするものとする。

(履行遅滞)

第7条 乙が物品を納入期限までに納入しない場合は、甲は、特に遅滞料を徴収して期限の延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、その期限の翌日から起算して遅滞日数に応じて年2.8パーセントに相当する金額とし、金支払の際に売買代金から控除するものとする。

売買代金	頁数
10号	30

議案	頁数
64号	3

- 2 天災地変等で甲がやむを得ないと認めるとき、又は甲の都合により納入が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。
- 3 第3条第2項及び第5条に規定する場合において、指定された期限内に乙が良品を納入しないときは、前2項の規定を準用する。

(解除)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除して過怠金として売買代金の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

- (1) 乙が第1条に定める納入期限又は第3条第2項若しくは第5条の指定期日までに良品を納入しないとき。
- (2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 物品の検査に際して乙若しくはその代理人又はこれらの使用人等が甲の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正があると甲が認めたとき。

(談合その他不正行為による解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき。
- (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

(賠償の予定)

第10条 乙は、乙がこの契約に関して前条各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、また、物品の納入の前後を問わず、売買代金の100分の15に相当する額を賠償金として甲の指定する期限内に支払わなければならない。ただし、同条第1号に該当する場合であって、同号に規定する排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する売買代金の100分の15に相当する額の賠償金に代えて、売買代金の100分の20に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第2号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙がこの契約に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について甲が乙に賠償を請求することができる。

報告	頁数
10号	31

議案	頁数
64号	4

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年5月19日

発注者 甲 茨城県守谷市大柏950番地の1
 守谷市長 会 田 真 一



受注者 乙 水戸市東野町502番地の1
 サイワヤ 商事株式会社
 代表取締役 林 孝和



報告	頁数
10号	32
議案	頁数
64号	5

議案第65号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 令和7年度守谷市立松ヶ丘小学校屋内運動場改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 448,800,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
40,800,000円

4 契約の相手方

住 所 茨城県守谷市御所ヶ丘二丁目13番地の4
氏 名 オオシン株式会社
代表取締役 加藤 充美

令和7年6月17日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
65号	1

報告	頁数
10号	34

提案理由（議案第65号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年度守谷市立松ヶ丘小学校屋内運動場改修工事の請負契約の締結です。工事の主な内容は、内外装の改修、トイレ改修、照明改修及び空調設備設置等を実施するものです。

なお、工事期間は、令和7年6月から令和8年2月末までを予定しております。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
65号	2

報告	頁数
10号	35



建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 令和7年度守谷市立松ヶ丘小学校屋内運動場改修工事
- 2 工 事 場 所 守谷市松ヶ丘地内
- 3 工 期 議会の議決を得た日の翌日
令和 年 月 日から 日間
令和 8年 2月27日まで
- 4 請負代金額 ¥448,800,000—
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ¥40,800,000—
- 5 契約保証金 ¥44,880,000—
- 6 支払い条件 前金払：40%以内
部分払：無
残 額：40日以内

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和 7年 6月 2日

発注者 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1
氏名 守谷市長 松丸 修及

受注者 住所 茨城県守谷市御所ヶ丘2丁目1304
氏名 オオシン株式会社
代表取締役 加藤 充美

報告	頁数
10号	36

議案	頁数
65号	3



議案第66号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 令和7年度守谷市立大井沢小学校屋内運動場改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 427,900,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
38,900,000円

4 契約の相手方

住 所 茨城県守谷市百合ヶ丘一丁目2391番地の1

氏 名 令和建設株式会社
代表取締役 由良 宣明

令和7年6月17日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
66号	1

報告	頁数
10号	38

提案理由（議案第66号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年度守谷市立大井沢小学校屋内運動場改修工事の請負契約の締結です。工事の主な内容は、内外装の改修、トイレ改修、照明改修及び空調設備設置等を実施するものです。

なお、工事期間は、令和7年6月から令和8年2月末までを予定しております。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
66号	2

報告	頁数
10号	39



建設工事請負仮契約書

1 工 事 名 令和7年度守谷市立大井沢小学校屋内運動場改修工事

2 工 事 場 所 守谷市薬師台地内

議会の議決を得た日の翌日
令和 年 月 日から

3 工 期 令和 8年 2月27日まで 日間

4 請負代金額 ￥427,900,000—
うち取引に係る消費税 ￥38,900,000—
及び地方消費税の額

5 契約保証金 ￥42,790,000—

前金払：40%以内

6 支払い条件 部分払：無
残 額：40日以内

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和 7年 6月 2日

発注者 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

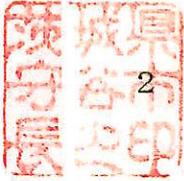
氏名 守谷市長 松丸 修久

受注者 住所 茨城県守谷市百合ヶ丘一丁目2391番地の1

令和建設株式会社
代表取締役 由良 宣明

報告	頁数
10号	40

議案	頁数
66号	3



令和 6 年度守谷市一般会計継続費の通次繰越しについて

令和 6 年度守谷市一般会計継続費の通次繰越しについて、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

令和 7 年 6 月 2 日 報告
守 谷 市 長 松 丸 修 久

令和 6 年度守谷市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 6 年度継続費額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				子 算 計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
2	1 総務費	庁舎食堂等改修工事	316,868,000	124,983,000		124,983,000	111,600,000	13,383,000	13,383,000				13,383,000
4	1 衛生費	環境基本計画策定事業	16,830,000	10,230,000		10,230,000	6,226,000	4,004,000	4,004,000	4,004,000			
10	1 教育費	黒内小学校北門設置工事	20,152,000	8,061,000		8,061,000		8,061,000	8,061,000				8,061,000
10	3 教育費	けやき台中学校校舎改修 事業	1,375,880,000	548,834,000		548,834,000	522,357,000	26,477,000	26,477,000				26,477,000
10	4 教育費	北守谷公民館改修事業	691,075,000	276,430,000		276,430,000	245,570,000	30,860,000	30,860,000				30,860,000
合 計			2,420,805,000	968,538,000		968,538,000	885,753,000	82,785,000	82,785,000	4,004,000			78,781,000

報告 5号	報告 頁数	10号	報告 頁数
		42	

令和 6 年度守谷市一般会計繰越明許費について

令和 6 年度守谷市一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

令和 7 年 6 月 2 日 報告

守 谷 市 長 松 丸 修 久

令和 6 年度守谷市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	1	総務管理費 避難施設整備運営事業	10,175,000	10,175,000	10,175,000				
3	1	社会福祉費 物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度非課税世帯給付金）	138,587,000	13,667,845		13,667,845			
3	2	児童福祉費 伴走型相談支援システム改修費	979,000	979,000		979,000			
3	2	児童福祉費 市民交流プラザエレベーター修繕工事	539,000	539,000					539,000
3	2	児童福祉費 市民交流プラザ屋外広場改修工事	17,930,000	17,930,000	17,930,000				
8	1	土木管理費 市道測量業務	2,970,000	2,970,000					2,970,000

報告 6号	報告 10号	頁数 43	頁数 1
----------	-----------	----------	---------

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	1 土木管理費	広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業	32,615,000	32,615,000		32,615,000			
8 土木費	2 道路橋梁費	道路補修事業	112,674,000	107,037,000					107,037,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化修繕事業	56,233,000	56,079,000		8,250,000			47,829,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備改良事業	282,535,000	262,405,000	80,971,000				181,434,000
8 土木費	3 河川費	汚泥清掃業務	17,152,000	17,152,000					17,152,000
8 土木費	4 都市計画費	大規模盛土造成地変動予測調査事業【二次スクリーニング】	12,982,000	3,729,000		1,019,000			2,710,000
8 土木費	4 都市計画費	総合公園実施設計	93,181,000	93,181,000	93,181,000				
8 土木費	4 都市計画費	総合公園盛土工事	550,000,000	550,000,000	50,000,000	250,000,000	250,000,000		
8 土木費	4 都市計画費	雨水処理維持管理負担金	31,097,000	31,097,000					31,097,000
8 土木費	4 都市計画費	坂町清水線整備事業	140,680,000	101,603,000	67,274,801	5,328,199	29,000,000		
8 土木費	4 都市計画費	西口大柏線整備事業	15,465,000	15,465,000	9,965,000	5,500,000			
8 土木費	4 都市計画費	みずき野大日線整備事業	141,406,000	140,440,000	49,567,186	9,872,814	81,000,000		
8 土木費	5 住宅費	市営住宅改修事業基本構想策定業務	6,424,000	6,424,000	6,424,000				

報告	10号	報告	44
6号		頁数	2

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	1 教育総務費	御所ヶ丘小学校及び郷州小学校空調設置工事	9,316,000	6,236,000	6,236,000				
10 教育費	3 中学校費	校舎建具等改修工事	70,466,000	70,466,000					70,466,000
10 教育費	4 社会教育費	守谷城址用地買収	5,525,000	5,525,000	5,525,000				
10 教育費	4 社会教育費	中央公民館ホール天井反響板ケーブルリール設置工事	792,000	792,000					792,000
10 教育費	4 社会教育費	中央公民館受変電設備更新工事	18,066,000	18,066,000					18,066,000
10 教育費	4 社会教育費	大野公民館空調設備設置工事	5,709,000	3,942,297					3,942,297
10 教育費	4 社会教育費	中央図書館用地購入費	7,414,000	7,409,000	7,409,000				
合 計			1,780,912,000	1,575,924,142	404,657,987	327,231,858	360,000,000		484,034,297

報告 6号	報告 3	10号	45
報告 6号	報告 3	報告 10号	報告 45

令和7年守谷市議会
6月定例会

一般質問回答要旨

報告	頁数
10号	46

通 告 順

1番 山 田 美枝子 議員

1 新教育長の教育方針及び過大規模校の対策について[市長・教育長・担当部長]

(1) 学校教育の方向性と重点施策は

(2) ICT教育のメリット、デメリットについて

(3) スクールバスを利用した特定地域選択制度の将来は

(4) 新設校についての考えは

2 守谷市の公共交通の充実について

[市長・担当部長]

(1) モコバスの空白地帯をカバーする施策は

(2) デマンド乗合交通の拡充施策

(3) 交通結節機能の強化の施策

※交通機関がスムーズに乗換、乗継ができる施設や空間、またはその機能のこと

3 アジュール跡地の活用施策について

[市長・担当部長]

(1) 現在の管理状況

(2) これまでの経過及び市民への説明責任

(3) 市民の声を聴き、今後の方策は

2番 海老原 博 幸 議員

1 松ヶ丘六丁目市有地について

[市長・担当部長]

(1) 公募プロポーザルの結果について

(2) 今後の進め方について

2 (仮称) 守谷市総合公園について

(1) 業務報告会の内容について

ア インクルーシブ公園は資料から抜けているが、どのような予定なのか

イ 完成時期は2036年となっているが、なぜここまでかかるのか

ウ PFIとPark-PFIについて

(2) 今後の進め方について

報 告	頁 数
10号	47

3番 永盛 いずみ 議員

- 1 ファミリーサポートセンターの現状について [市長・担当部長]
 - (1) ファミリーサポートセンターの現状について
 - ア 現在の利用者会員数は
 - イ サポート内容
 - ウ 利用者の状況
 - (2) サポーターの状況について
 - ア サポーターの登録数
 - イ サポーターの育成方法
 - (3) ファミリーサポートセンターの周知方法
 - (4) 今後の取組

- 2 市営住宅の管理について [市長・担当部長]
 - (1) 長寿命化計画について
 - ア 近年のリフォーム状況
 - (2) 階段の手すりについて

4番 青木 公達 議員

- 1 子どもの新型コロナウイルス後遺症について [市長・教育長・担当部長]
 - (1) 守谷市内で新型コロナウイルス後遺症で苦しんでいる子どもはいるのか
 - (2) 後遺症の症状で多いものは
 - (3) 登校困難な子どもはどのくらいいるのか
 - ア 人数は
 - イ サポート政策は

- 2 特定技能外国人の受入れに当たる協力確認書の提出について [市長・担当部長]
 - (1) 特定技能外国人及びその所属機関とは
 - ア 特定技能外国人の定義は
 - イ 特定技能所属機関とは何か
 - ウ 守谷市内に当該機関はあるのか
 - (2) 地方公共団体が実施する共生施策とは
 - (3) 協力確認書の提出について
 - ア 協力確認書とは何か

イ 協力確認書はいつ提出するのか

5番 実好敏正 議員

- 1 選ばれるまちづくりに向けた市の考え方について [市長・担当部長]
- (1) 自然資源を生かしたまちづくりの現状について
 - (2) 協働のまちづくりの現状について
 - (3) 経常収支比率の現状について

6番 山本広行 議員

- 1 アジュール跡地について [市長・担当部長]
- (1) 不調となった経緯
 - (2) 再度公募プロポーザルは行うのか
 - (3) 利活用の方向性について
 - (4) 守谷警察署新設の実現性について
- 2 期日前投票所の新設について [市長・担当部長]
- (1) 新設する背景
 - (2) 複数候補地の選定ができたはずだが、商業施設に決めた意図は
 - (3) 投票率アップはどのくらいを想定するか
 - (4) 今後の投票所増設や場所の変更等、検討すべきことは

7番 菊地詩子 議員

- 1 高齢者、単身高齢者の住居について [市長・担当部長]
- (1) 守谷市内の単身高齢者数と現状
 - (2) 住居確保における相談件数は
 - (3) 火災や災害等による住居喪失時の住居対策は
 - (4) 空き家を活用してのシェアハウスは

- 2 ヘルプマーク・ヘルプカード等について [市長・担当部長]

- (1) ヘルプマーク・ヘルプカードの認知度は

※ヘルプマーク：内部障がい、発達障がい、妊娠初期など外見からは援助や配慮を必要とすることが分からない人が手荷物などに付けて周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするためのマーク

報告	頁数
10号	49

ヘルプカード：内部障がい、発達障がい、妊娠初期など外見からは援助や配慮を必要とすることが分からない人が援助を受けるときに必要な情報を記載するカード

(2) 申請人数は

(3) 災害時支援バンダナを取り入れる考えは

※周囲に支援が必要であることを伝えるためのバンダナ

8番 長谷川 信 市 議員

1 消防について

[市長・担当部長]

(1) 消防団詰所設置について

(2) 消火栓（格納箱）について

2 SA 周辺区画整理事業について

[市長・担当部長]

(1) 進捗状況について

(2) 下川岸移転について

9番 堤 茂 信 議員

1 ごみ集積所の管理責任について

[担当部長]

(1) ごみ集積所に関する管理について

(2) 自治会非加入世帯の責任範囲について

(3) 燃えないごみの新ルールについて

2 自治会加入率向上に向けた施策について

[市長・担当部長]

(1) 自治会加入率の現状について

(2) 自治会の役割と市との連携について

(3) 自治会非加入世帯への対応について

(4) 今後の自治会加入促進策と制度的工夫について

10番 高 梨 隆 議員

1 木造住宅の耐震化について

[市長・担当部長]

(1) 木造住宅の耐震化対策の現状について

(2) 耐震啓発について

(3) 耐震診断について

(4) 耐震改修の補助事業について

報 告	頁 数
10号	50

11番 滝川 竜 雅 議員

- 1 守谷駅前の運用について
 - (1) 守谷駅前の土地所有者について
 - (2) 守谷駅西口広場の運用規定
 - (3) 守谷駅前の在り方について

[市長・担当部長]

- 2 守谷市とTXの連携について
 - (1) 行政、地域との連携
 - (2) 高架下の利活用について
 - (3) TX車両編成の8両化について

[市長・担当部長]

12番 小菅 勝彦 議員

- 1 守谷市在住の外国人について
 - (1) 外国人の人口推移について
 - (2) 出身国籍について
 - (3) 世帯数について

- 2 多文化共生社会について
 - (1) 守谷市の取組について
 - ア コミュニケーション支援について
 - イ 意識啓発と社会参画支援について
 - (2) 市民にどのように伝えるのか

[市長・担当部長]

[市長・担当部長]

13番 椎名 愛子 議員

- 1 通学路の安全確保について
 - (1) 信号機のない横断歩道について
 - (2) 歩道のない通学路について
 - (3) 危険箇所と今後の対策について

- 2 本市におけるAIの利活用について
 - (1) 現在の運用について
 - (2) ガイドライン等について
 - (3) 将来展望について

[担当部長]

[担当部長]

報告	頁数
10号	51

3 防犯と騒音対策について

[担当部長]

- (1) 市内で発生した犯罪について
- (2) 防犯カメラについて
- (3) 自動二輪車の騒音対策について

14番 渡辺大士 議員

1 守谷市からの各種通知の連絡手段について

[市長・担当部長]

- (1) 郵送・手渡しで連絡を行っている通知は何か
- (2) 市の郵送費用の総支出額はいくらか
- (3) 各種通知の今後について

15番 首藤太亮 議員

1 英語検定料補助金制度について

[担当部長]

- (1) 制度内容について
- (2) 補助申請数と今後の見込みについて
- (3) 補助事業の効果について
- (4) 今後の課題点・改善点について

2 高齢者福祉について

[担当部長]

- (1) ひとり暮らし高齢者等緊急通報サービスについて
- (2) 現状の課題と今後の改善点について

報告	頁数
10号	52